学連遠征補助金システムについて

2021年 11月 22日改定
（改訂点は赤字で記載）
文責：2021 年度日本学生フライヤー連盟理事長 斉藤達也

☆目的

- 学連公認大会参加者の負担軽減
- 社会人大会、草大会などの学連公認イベント以外の活性化
- 他エリアへ飛びに行くことで、エリア間の交流の促進
- 学生が自立して遠征できるよう後押しをする

☆適用条件

- 遠征先がハンググライダー、パラグライダーの大会であること。
- 学生大会，社会人大会，草大会のうち、パンフレットやホームページ等で確認がとれるもの。
  ※学生リーグ対象大会、新人戦など、学連公認大会も対象に含めるが，合宿などは対象外。
- 使用した車が学生バン（日本学生フライヤー連盟に加盟しているサークル、部所有の車）であること。
  ※個人車は対象外。ただし部車を持たない・部車で乗り切れない場合は、学生所有の個人車・レンタカー等も認める。

☆支給額（2018 年度）

- 往復距離 50km 毎に 1000 円の補助とする。
- ただし、１台につき、20,000 円（片道距離 375km 相当）を支給上限額とする。

$$\frac{\text{（片道走行距離）km}\times 2}{50\ \text{km}}\ \text{（小数点切り捨て）}\ \times\ \text{（使用したバンの台数）台}$$

$$\times\ 1000\ \text{円} = \text{（補助申請金額）円}$$

☆距離の算出方法

- ホームエリアから開催エリアまでの走行距離を用いる。
  ※TO ないしショップ、メインLD 間の距離を、ナビアプリ等で算出すること。

☆申請方法

- 学連 HP より申請用紙をダウンロードし、必要事項を明記の上メールに添付すること。
  送付先：jsff.org@gmail.com　　件名：遠征補助金申請

☆申し込み期限

- 大会最終日から二週間以内。この期間以外の申請は一切受け付けない。

2021/11/22
学連遠征補助金システムについて

文責：2021 年度日本学生フライヤー連盟理事長 斉藤達也

☆支給条件

・学生大会，草大会については申請額を全額支給。
・ただし、社会人大会については支給額の上限を一人当たり合計 2 万円とする。
・ 一人当たりの支給額は（申請金額÷乗車人数）で計算する。（端数は切り捨てと考える。）
・支給上限をオーバーしたときの対応は後述の通りである。

例：A さんと B さんが 400km 先のエリアで開催される社会人大会①に出場した。
その後A さん、C さん、D さんで 400km 先のエリアで開催される社会人大会②に出場する。
そして A さんと E さんが 400km 先のエリアで開催される社会人大会③に出場した場合に補助する金額は次の通りである。
補助申請金額（1 万円）を A さんに 5 千円、E さんに 5 千円と計算し、上限金額から A さんへの既出の支給額 8 千円（社会人大会①での 5 千円＋社会人大会②での 3 千円）を引いた 2 千円をA さんへ支給し、E さんへは一人当たりの補助申請金額 5 千円をそのまま支給とする。よって口座への振り込みは 7 千円とする。

☆備考

2016 年度よりエントリー補助として出していたお金を遠征補助金として運用を開始しました。
遠征補助金の活用によって大会にたくさん出場してくれることは嬉しい反面、社会人大会においては申請者に偏りがあるということが顕在化しております。そのため今年度より社会人大会におきましては出場者の名前をピックアップし個人に対して支給金額を制限する運びとなりました。